九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

19-20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面 : 環境史の挑戦

田北, 廣道
九州大学大学院経済学研究院

https://doi.org/10.15017/3751

出版情報：經濟學研究. 70 (4/5), pp.311-339, 2004-04-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

19－20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面：環境史の挑戦[1)]

田　北　廣　道

はじめに

1995年『新ドイツ史』叢書の一巻として19世紀を担当したW.ジーマンは、「自然とのつき合い：エコ革命」と題する１節を設けて19世紀ドイツ社会経済の特質の再定義を試みた。18-19世紀ドイツ（西欧）社会経済を産業革命・市民革命の「二重革命」によって彩られた画期と捉えるだけでは飽きたらず、「人間と４つの基本的な環境媒体、すなわち森林、土壌、大気、水とのつき合い方に生じた根本的な変化」を加味しながら新らたな解釈を行おうというのである（Siemann 1995,pp.131-148）。すなわち、「成長・進歩」には還元できない、経済社会の深部を捉えた「エコ革命」を照射することで、今日の環境危機の史的起点とも捉えられる葛藤に満ちた時代相を描写していく。端的には、森林資源の最大利用・乱伐と近代林業の成立、D.テールの利潤原理に基づく「合理的農業」とJ.リービッヒの地味回復のための化学肥料の効能論、自然科学・医学の進展に対応した煤煙規制の試み、初期環境闘争、鉄道敷設に伴う自然認識の変化といった項目が取り上げられているが、その背景に人口急増（1800-1910年プロイセンで880万人から4020万人へ）、エネルギー多消費型産業の成長、領邦国家による農地開墾・産業振興策の展開など環境圧力を高める一大変化が横たわっていた。そして、ジーマンをして19世紀ドイツ経済社会像の根底的な見直しにまで進ませた最大の要因こそが、ドイツ学界における環境史研究の急旋回に他ならなかった。以下では、19-20世紀環境行政の諸局面の考察にとって必要最低限の範囲で、研究動向を概観しておこう。

Ⅰ．環境史の研究動向：環境行政との関連で

(1)　ドイツ学界における研究史の３局面

まず、環境史の研究動向を簡明に表現した一節の紹介から始めよう。「歴史科学は、他の精神科学と同じように比較的遅く、1970年代半ばから現代の環境危機に取組み始めたにすぎない。とはいえ、その点で歴史科学が、自然科学や政治学と比べて大きく立ち後れたわけではない。それらも、1960年代末と1970年代初頭の生態系破壊に関する報告を受けて初めて環境政策的な思考方法と意思決定をつよく示すことで、

1）本論は、『政策分析2003』に発表した拙稿「日欧エネルギー・環境政策の現状」の後半部「環境史からの教訓」に研究史と史料証言を付け加えて肉付けしたものである。基本構想の点では何も修正はないが、表相的な勉強からの単なる思いつきとの批判を受けないためにも、このような形での刊行を必要と考えた。「むすび」の後に代表的な史料の抄訳を載せたのも同じ配慮からである。

我々が長く慣れ親しんできた進歩思想を補ってきたからに過ぎない」(Leidinger 1991,p.495)。これは「史的環境研究から史的生態学へ」と題する1991年のライディンガー論文の一節であるが、環境史研究が急旋回した時期、その契機、そして研究姿勢ないし接近視角の3点につき簡にして要をえた表現を与えている。すなわち、およそ1970年代の石油危機を境に環境史への関心が急速に高まってきたこと、したがって現代の環境危機が人間・自然関係や人類を含む生態系の歴史に目を開かせるきっかけとなったこと。しかも最も肝腎な点になるが、人文・社会科学か自然科学かを問わず、我々が暗黙の前提としてきた進歩思想に挑戦する方向をもっていたことである。これらの論点も含めて、1970年代初頭以降の研究史の流れを多少敷衍しながら考察しておこう。

第1に、1970年代の2次にわたる石油危機を契機に急成長を遂げた「由緒正しき歴史学の最年少の子」(Mieck 1989,p.205) の環境史は、今日では独自の学問分野としてすでに確立している。2000年オスロで開催された第19回国際歴史会議において「環境史の新たな展開」と題するパネルを組織したF.J.ブリュッゲマイアーは、環境史の学的な自立を高らかにうたいあげたが、その背景には次のような一連の重要な動きがあった (Brüggemeier 2000)。1980年代以降の環境史をテーマに掲げた学際的研究集会の隆盛、ドイツ社会経済史の一般的叙述における環境を扱った特別な章・節の設定、環境史プロパーの史料集の刊行、90年代以降大学における歴史学・技術史講座内での環境史の開講、エコシステム論者と構成主義者の間の方法的対立から相互補完への歩み寄りを、その代表例とする(別掲の表-1を参照)[2)]。

第2に、この30年間にドイツの環境史は、いくつかの節目を経て発展してきた。第1期の1970年代は、いわば学的な創生期に当たる。環境史の急旋回のきっかけが石油危機だった事情も手伝ってエネルギー・資源問題が広く関心を集めるとともに、60年代から先鞭をつけていた米国学界の研究成果の紹介などが行われた。技術史の大家、U.トロイチュによれば、18-19世紀以来のロマンティックな自然愛好・郷土保全を指向した先駆的研究と比べて、米国学界からの影響のもと定量的手法を利用する点で特徴的だという (Troitzsch 1981)。

第2期の1980年代は、2つの意味から一大転換期となった。まず、1981年経済社会史と技師協会が揃って環境をテーマにした研究集会を開催し、「経済成長と技術進歩」を主導概念に組み立てられたきた経済社会史像に反省を促して、環境史独自の研究姿勢を内外に示した。したがって、これまで「行きすぎた成長の裏面史」として、いわば「刺身のつま」の地位に甘んじてきた環境史が学的自立化を目指す、一つの画期となったのである。

次いで、自然科学と人文・社会科学を問わず環境をテーマに掲げた研究集会が多数組織され、研究成果が相次いで刊行されたことである。1988年バード・ホンブルクで開催された「沈黙のカウントダウン」が国際的に組織された学際的研究集会の嚆矢とされる。1988年にはベルン大学のCh.ピスターを代表者として欧州レベルの学会、「歴史的な環境研究のための欧州連合」も組織され、ニュースレターの刊行も始まった。しかし、1980年代末になるとトロイ

2) 典拠も含めて、田北 2003,p.41の脚注1-5を参照せよ。

表-1 ドイツ（日本）学界における主要な研究集会・研究業績の一覧

1972 ローマクラブ（メドウズ他）『成長の限界』
1974 Mottek→還暦記念の研究集会「社会と環境」、1983,84『経済史年報』に古代・中世と19世紀にわけた総括。
1978 Zorn→アメリカ合衆国の環境史研究に触発、利益追求活動による環境破壊の史的概観
1979 Sydow→西南ドイツ都市史研究グループ『歴史の転換における都市の供給と排出』
1981 Troitzsch→ドイツ技師協会『歴史における技術と環境』
1981 Kellenbenz→ドイツ経済社会史学会『経済発展と環境への影響』
1983 Schäfer,Betzhold→雑誌『スクリプタ・メルカトゥラエ』の木材不足に関する準特集号
1984 Sieferle→『進歩の敵？技術と工業に対する反抗』
1986 Lübbe/Ströker→『文化変容における生態系（エコ）問題』学際研究の隆盛
1987 Brüggemeier/Rommelspacher→『打ち負かされた自然。19/20世紀の環境史』
1988 Sieferle→『自然破壊の進歩』アメリカ学界の成果の紹介
1988 Leidinger→ベルン大学のCh.Pfisterを中心に「歴史的な環境研究のためのヨーロッパ連合」を創設、Environmental History Newsletter（No.1,1989-）の刊行
1989 Calliess/Rüsen/Striegnitz→『歴史における人間と環境』
1990 Brimblecombe/Pfister→『沈黙のカウントダウン』（1988年最初の国際的な学際集会）
1991 Pohl→ドイツ企業史学会の講演会『19世紀以降の産業と環境の関係』
1992 Abelshauser→社会政策学会「科学と政策の問題としての環境にやさしい経済」
1993 Mieck→「1650-1850ヨーロッパ経済・社会」の１節に「環境としての空間」を置く
1994 Abelshauser→「歴史と社会」学会の特別号刊行、『環境史。歴史的展望における環境にやさしい経済』
1995 Brüggemeier/Toyka-Seid→『産業と自然。19世紀環境史読本』史料集
1996 Radkau→「技術と環境」、Ambrosisus『近代経済史』の一章に編成
1996 Henning→『ドイツ経済社会史便覧』の「工業化の第一局面」で手工業汚染に言及
1996 Brüggemeier→『無限の海、大気。19世紀の大気汚染、工業化及び危機論議』
1998 Hahn→『産業革命（ドイツ史百科事典49）』に「環境史と進歩パラダイムへの批判」と題する１節を置く
1998 Bayerl/Troitzsch→『古代から現代に至る環境史関係の史料集』
2000 Brüggemeier →『環境史における新たな展開』第19回国際歴史学会の個別テーマ
2001 社会経済史学会（第70回大会）共通論題「環境経済史への挑戦：森林・開発・市場」（日本）
2003 社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』（第２編「環境史からの接近」）（日本）

（注）下線は学会による対応。
[典拠]著者が作成。関連する研究論文・文献については巻末の文献一覧を参照。

チュが適切に指摘したように、自説の補強を目的にした安易な史実の利用も広がって、輩出する業績のなかでの「玉石混交」状況が現出した（Troitzsch 1989,p.89）。この反省が、1990年代以降の研究手法に繋がっていくことになる。

第３期の1990年代以降には、現代の問題関心に極度に引きずられることなく、研究対象をそれぞれの時代状況の中に的確に位置づけながら評価する動きが活発となってきた。この手法の確立があって初めて、環境史は歴史科学の主流の一つになったともいえる[3)]。ただ、この文脈で言及しておきたいことがある。上のライディンガー論文からの引用にも明らかなように、環境史研究は現代の環境危機に触発されて急進展したが、それだからといって歴史家が初めから眼前の環境問題への発言を考えていたわけでは

3）英米学界でも環境史研究は、1970年代以降に活発化し、今日では歴史科学の主流を形成するに至っている（Sheail 2000,pp.1-5）。なお、旧東ドイツ学界の研究動向については、田北 2001,pp.115-122を参照せよ。

ない。東ドイツのH.モテックやI.ミークの先駆的業績を除けば、ドイツ学界における環境史研究に先鞭をつけたW.ツォルンは、1978年論文において米国の研究成果を紹介しつつ、利益追求に伴う人間・自然関係の変化を多面的に描写したが、当時広範な論議を呼んでいた「成長の限界」論への禁欲を訴え、むしろ歴史研究への沈静を勧めていた。この提言は、歴史家からは歓迎されなかったようだ。H.W.ハーンからドイツ環境史の開拓者と呼ばれた4人の歴史家は揃って、現代の環境問題をつよく意識しつつ研究を進めている[4)]。たとえば、ミークは、後述のように近代的な環境立法の起源を19世紀初頭フランスにおける企業の事前認可制度にまで遡及し、そのドイツへの導入の史的過程を追跡している。また、J.ラドカウも1800年頃まで西欧で支配的だった環境に優しい営為の秘訣を、社会経済、人口動態、法制・思想の諸側面から追究したが、その際、明らかに工業化の過程で切り捨てられながら再評価すべき人間・自然関係の解明が意図されている（田北 2003）。

第3に、上述の第3期の研究潮流を踏まえながら、「経済成長・技術進歩」をキーワードとせずに経済社会の発展の足跡を辿る場合に一つの焦点となるのは、現代の高度な産業・情報・サービス社会の起点とも見なせる、工業化像の再構成である。ただ、1998年ハーンが『産業革命（「ドイツ史百科」第49巻）』のなかで述べたように、環境史研究の隆盛にもかかわらず、これまでのところ環境次元を組み入れた新たな工業化像の構築には成功していないがそれには、いくつか理由がある（Hahn 1998,pp.119-120）。

まず、「成長・進歩」概念に囚われずに経済社会の歩みを追究するとして、いったい何をキーワードとしようというのか。1992年バーゼル大学で開かれた環境に関する連続講義を受講した学生の一人は、「環境史はなぜ退屈か」と題するレポートを提出し、そのなかで退屈さの理由を「人類による環境破壊はどの時代にもあり、時代が進むにつれて規模と範囲を増してきた」という主題の単純な反復に求めている（Radkau 1994,p.24）。結局、バイエールとトロイチュの共編になる『古代から現代に至る環境史関係の史料集』の表題にもあるように、時代を超えた研究の隆盛は環境問題の史的な遍在を明らかにし、結局のところ、「成長・進歩」史観の裏返しの「退歩」史観に陥る危険性をさえ秘めている。これが、上記のような1990年代以降の新たな方法論の開拓に導く一因となった。最初から「進歩・退歩」いずれか一方に牽引されることなく、しかも現代の環境危機を意識しながら接近しなければならない。

次に、工業化・都市化の進展に伴う環境負荷の範囲と規模の拡大という図式を離れ、いわば産業発展の負の付随現象としての環境史という制約を克服するためには、独自の指標に基づきながら独自の時代区分を提示する必要がある。別稿でみたように、環境史の開拓者たちも、それぞれ工夫を重ねてきた（田北 2000b,pp.69-71）。ミークは、汚染源の種類、汚染の広がる範囲の広狭、法規制の担い手と方法に注目した類型・段階論を提示し、またジーフェーレはエコシステムを支えるエネルギー流の質的変化（太陽光から化石燃料へ）を基礎に3段階を区別しており、さらにラドカウは人類固有の物質を軸に技術・理念を組み合わせつつ19-20世紀を

4）ハーンの挙げる4人の先駆者は、ミーク、ラドカウ、ジーフェーレおよびブリュッゲマイアーだが、筆者は技術史家のトロイチュを加えるべきと考えている（Hahn 1998,p.119）。

4段階に区分した(Radkau 1990)。いずれも傾聴に値する論点を含むが、本論では「環境史と現代の環境政策論との対話」を通じて、政策主体の配置と政策手段に注目するイエーニッケらの方法を援用する。「国家・市場・市民」の3者の織りなす諸関係に注目しつつ政策過程を考察する方法が、環境政策に関係するさまざまな分野で広く受け入れられているだけでなく（田北 2001,pp.127-132)、それを環境史研究に適用することによって、「成長・進歩」概念から離れた新たな工業化像の構築にも道が開けてくると考えるからである。

(2) 接近方法：現代政策論と環境史の対話

以下、本論の接近方法をよりいっそう明瞭にするために、そして本論の目指す「現代と環境史の対話」の必要性を浮き彫りにするためにも、環境政策史を扱った3業績を概観してみよう。

まず、本論が方法的に啓発を受けた、環境政策論の代表者であるM.イエーニッケらの1999年論文の検討から始めよう。イエーニッケは、我が国にも『成功した環境政策』の翻訳によってその名を知られたドイツ環境政策論の第一人者の一人だが、環境政策が新たな領域として登場してくる1960年代末から1970年代初頭にまで遡及し、その展開の足跡を追跡している（Jänicke et al.1999)。環境政策の起点は、主要先進諸国において省庁・公害立法の整備が本格的に始動した時期、すなわち第二次大戦後の経済成長に伴う環境負荷が複合汚染にまで高まってきた時期に求められ、環境政策はあくまで現代の問題と理解されている。しかし、その後、政策主体の位相と主要な政策手段を指標にしたとき、特質を異にする4時期が区別できるという。ただ、下に掲げた表-2の解説に進む前に、ドイツ特有の問題を2点指摘しておきたい。一方は、後述のK.G.ヴァイからは、ドイツにおける環境行政が不徹底に終った主要な原因の一つと理解されていた連邦、州、地方自治体あるいはEUの間の権限分担も、それぞれの独自な活動によって補完されつつ効果を高める積極的文脈で解釈されており、EU環境・エネルギー政策における権限分担と政策効果をめぐる解釈の相違が1国レベルでも現れていることである（田北 2003b,pp.134-138)。もう一方は、環境団体の占める高い地位である。1997年に400万人のメンバーを数え、科学研究や出版など多様な活動を繰り広げる「環境団体は、環境問題に関する意見聴取にさいして二番目に重要な担い手」に上げられているほどである。それと並んで環境産業も、1994年には100万人の雇用を抱え、環境保全商品の貿易でも米国と並ぶ地位にあることを付言しておきたい。

第1期（1969-73年）の環境政策は、国家による産業界に対する法規制、とくに排出物の濃度希釈化と拡散に関わる規制手段を軸として組み立てられている。環境運動が広範に展開されるなかで連邦政府のもつ環境行政権限の強化が図られ、1971年「環境プログラム」の設定により法的・財政的支援体制が整えられた。産業界は環境汚染に対して消極的な姿勢を示したが、それを法規制の限界と取り違えてはならない。『成功した環境政策』における日本の取組みへの賛美にもみえるように、大気・水質汚染の緩和にとって法規制の果たした重要な役割を無視できないからである（イエーニッケ1998,pp.7-8)。

第2期（1974-82年）には、環境庁の設置など

表-2 ドイツにおける政策概念と環境政策主体の位相との諸局面

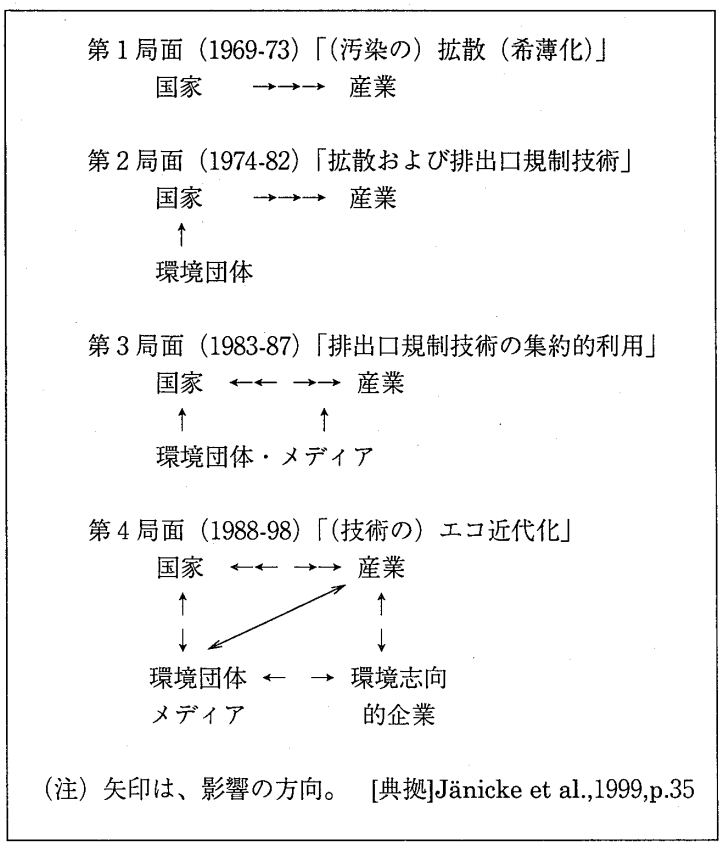

の制度整備のなかで、石油危機後に生じた環境政策の減速が、かえって環境団体からの頑強な反発を招き、環境団体の新たな政策主体への参加をもたらした。ただ、その影響力は政策形成を直接左右するには至らず、依然として政府・産業の関係を軸とし、希釈化・拡散に若干の排出口規制を加えた手段が主流となっていた。

第3期（1983-87年）には、政府・産業界に加え、環境団体や市民の圧力が高まり、マスメディアも本格的な対応を見せ始めた。酸性雨・森林枯死問題の深刻化などを受け、「緑の党」は環境団体の活動を超え連邦議会にも進出した。保守革新を問わず、環境問題は一つの流行現象ともなった。ただ、手段の点では「汚染者負担原則」に基づきながら、法・技術を使った抑制策、つまり排出口規制の徹底が中心となっていた。

第4期（1988-98年）には、環境団体の積極的参加を通じた対話型やネットワーク型の政策形成が始まり、一部企業は環境を経営次元に積極的に取り込み始めた。それら環境志向的企業も政策主体の一環に加わり、矢印の双方向性からも窺えるように、協定など新たな手段も登場して主体間の交互作用も多様化してくる。ここに初めて、リサイクルなど事前対応を考えた「エコ近代化」が登場して、事後処理的な方法を補完するようになる。ドイツが、連邦環境相K.テプファー（在任1987-94年）のもとでEU・国際レベルで環境先進国の仲間入りするのも、この時期である。京都議定書を先取りするかのように、2005年までに対90年比で25%の二酸化炭素排出の削減目標を掲げたが、手段の詰めにはかけていた。それ以外にも、再生可能エネルギーから生産される電気の最寄りの電力会社による「買い取り」義務法を定めて、その後の制度的

模範を生みだしもした。その後、東西統合後の経済・政治的優先順位の変更もあって、一時期環境政策がトーンダウンしたことはあったが、1998年以降ふたたび脱原子力、エコ税制改革、環境団体とのエネルギー対話など活発な政策が展開されていることは、周知の通りである（田北 2002,2003b）。

このイエーニッケらは、政策効果の大小を政策形成の初期段階から施行・監視まであらゆる過程での市民参加に求める立場に立つ。類似の見解は、別稿で見たように、イエーニッケらにとどまらず、ティーテンホヴェ、ブレッサーズら政治学、社会学など広範な分野の研究者からも共有されているが、この手法は「成長・進歩」概念から離れた経済社会の歩みの追跡にも好適な条件を備えている（田北 2001,pp.127-132）。たとえば、「進歩」概念を手に表- 2を見る限り、第1局面に先行する時代には、それが目的意識的な政策であるか否かを別とすれば、国家による企業に対する法規制が支配的だったとの印象を受ける。とくに、ミークの所説によれば、産業汚染に先行する時期の「手工業汚染」のもとでは、汚染の局地性に対応して都市・領域国家を担い手とする法規制が主流であり、いわば第1局面の縮小版が存在したとも考えられるからである（Mieck 1989）。その当否をも含めて、表-2に先行する19世紀-20世紀前半の環境行政の特質を、「国家・市場・市民」3者の織りなす交互関係に注意しつつ追跡したいのである。次に、環境史固有の業績に目を転じよう。

ヴァイが1982年に上梓した著書、『ドイツにおける環境政策：1900年以降ドイツにおける環境保全小史』は、今日なお環境政策の史的歩みを長期的に考察した唯一の業績に属している（Wey 1982）。著者は、多数の法規制の存在にもかかわらず、環境破壊がますます深刻化し多様化する現実に直面し、その打開策を考察する狙いから歴史に素材を求めている。したがって、環境政策の史的過程は、問題の多様化と広域化を後追いする形での法制度の整備と、その限界露呈の反復と理解されることになる。逆に、この点にヴァイの業績に投影される時代的制約を読みとることも可能である。すなわち、環境政策手段として法規制の限界が叫ばれ、それに代わって炭素税・排出量取引など経済的手段の必要性が論議され始めた、まさに過渡期の特質を備えているからである。この事情が、ヴァイによる下記の環境政策の概念規定—それ自体、法規制・技術的対応を軸にしたテクノクラート型の意思決定の反映—とも相まって、ドイツ環境政策の実効性を低く評価する一因となっている。「環境政策は、健康で人間の尊厳に相応しい環境を保証し、自然基盤を有害な攻撃から保護し、有害な攻撃の結果を取り除くためのあらゆる措置であり、まずもって環境における複合的な交互作用過程に関する理解を前提としている」（op cit.,p.11）。前半部から判断する限り、環境政策は近・現代にとどまらず中世都市の手工業規制をも包括する印象を受けるが、後半部に政策展開の前提として環境の複雑な交互作用に関する科学的理解を置くことで、18-19世紀以降にせまく時代を限定する。近代の法規制と科学・技術的対応を環境政策の中核構成要素と位置づけること、これがヴァイの著書の第1の特質である。

もう一つの力点は、ドイツの環境政策における連続性の検出である。ヴァイに従えば、ドイツ特有の政治風土、議会の弱い権限、官僚・経済団体の強い影響力、環境立法・行政権限の連邦・州政府への分散もあって、法規制は実効性

に乏しく、ともすれば環境問題は科学・技術的に処理すべき問題と片づけられてきた。そして、この基本特質は19世紀以来変わるところがない。環境破壊の第3局面の「産業革命」以降には化石燃料の大量利用と機械制生産の普及、人口増加と需要拡大、都市化と産業振興策の相乗作用のもとで環境負荷は新たな次元に入る。そして19世紀にはすでに科学知識に裏打ちされた「最初の環境保全施策」が講ぜられたが、化学・生物学・医学などの地位が確立していなかった事情もあって、十分な成果を上げられなかった。いや、初期科学の地位の弱さ以上に問題なのは法規制の不徹底であり、それには2つの理由があった。一つは、連邦共和国にまで持ち込まれることになる国（帝国）と州（邦）の環境行政における二元性である。すなわち、帝国（産業、民法・刑法、医療・衛生、司法）と州（建設、水流・森林、鉱山、農業）と2つのレベルで環境関連の立法権が交錯しており、足並みの揃った対応の障害となっていた。もう一方は、周辺住民を汚染・危険にさらす恐れのある企業に対して1845年プロイセンに、そして1871年に帝国に導入された事前認可制も、実際の運用が州に委ねられて実効性は乏しかった。それに追い打ちをかけるかのように、環境行政の監視と被害者の抵抗を困難にしたのが、1873年民法典に定められた損害賠償請求者の原告による因果関係の論証義務（第903,906条）である。近代的な環境立法の先駆けも、企業に合法的営業の認可を与え、さらに住民に困難な論証義務を課すことで、環境汚染拡大の歯止めとはならなかったのである。

ヴァイは、19世紀の事前認可制に象徴される予防的措置の失敗を現代にとっての教訓にも挙げる。すなわち、1970年代の「汚染者負担原則」に基づく事後処理に代わり、1980年代に提起された生態系を経済問題に組み込む「予防原則」に依拠した事前処理も、その効果の程は疑わしいというのである。むしろ、環境保全行政の実を上げるために必要なのは、市民の意思の反映の仕方、あるいは環境負荷を減ずる生産・消費システムの構成に他ならない。19-20世紀ドイツの環境政策の展開につき、法規制・技術的対応を鍵概念として読み解き、その特質の連続性と対応限界を強調するヴァイの所説は、最近の環境史の成果に照らし合わせて修正されねばならないが、市民参加の意義を指摘している点を忘れてはならない。

最後に、J.R.マクニールの著書『太陽のもとの何か新しいこと。20世紀環境史』を一瞥しておこう（McNeill 2000）。現代と歴史の対話において、20世紀型の成長が反復不能であることを確認すると同時に、ポンティングの言う「有限性を無視した経済学」（ポンティング1994（上）,pp.250-255）あるいは環境問題の解決に際して流布する技術依存型の所説に反省を促しているからである。

マクニールの主題は、人類史上において「20世紀は反復不可能な特異な世紀」であることを再認識させる点にある。緒言では、世界全体のGDP、人口数およびエネルギー消費量の長期変化を辿ることで、「20世紀の特異性」を確認することから始める。すなわち、GPDは、1500年を指数100としたとき、工業化初期の1820年に290、重化学工業化期の1900年に823、戦後の高い経済成長の起点となる1950年には2,238、1992年には11,664にも達している。したがって、1500年以降3世紀かけて3倍増した世界の総GDPは産業革命後の1世紀に2.5倍になり、両大戦・世界恐慌期を間に挟む20世紀前半には2.5

倍、第二次世界大戦後にはさらに5倍増となっている。当然、その間、生産・消費される資源・エネルギー量は爆発的成長をとげる。エネルギー消費量は、1900年を指数100としたとき、1800年の化石燃料利用の始動期には21、そして1990年には1,580となっている。19世紀には5倍増だったものが、20世紀中だけ16倍増にも上っている。この産業革命以降の化石燃料の大量消費が大気中の二酸化炭素濃度を34-5%高めて地球温暖化の主因となっていることは、周知の通りである。第3指標の人口は、1500年の4-5億、1820年10億、1900年16億、1950年25億、1993年53億と倍増までの期間を短縮しつつ増加してきた。1500-1800年に倍増した人口は、19世紀のうちに60%増加し、続いて20世紀前半に50%増加、世紀後半には倍増して50億の大台に達している。そして主要な食料品の増産体制にかげりが見え始めた1980年代後半から地球的規模で人口・資源バランスが問題となってきていることも指摘されている。

もちろん、環境危機の兆候は水・大気・土壌など環境媒体の全てに及び、1980年代から重金属や硫黄・窒素酸化物の排出量が減少傾向に転ずるなど一部改善は見られるものの、多くの分野で量的変化が質的変化を惹起する閾値をすでに超えている。その点は、「人類は、ゲームのルールを完全には知らないままで、地球を賭けたサイコロ賭博を始めてしまった」と簡潔にまとめられている。20世紀後半を特徴づける大量生産・大量消費・大量投棄型の経済は、反復できないのである。その意味から、ポンティングが「有限性を無視した経済学」とのべ警鐘を鳴らした経済科学の暗黙の前提、あるいは「成長の限界」論の主張する技術的対応の限界も、真剣に取り組まねばなるまい。なお、ワールドウォッチ研究所の新所長Ch.フレイヴィン氏は『地球白書2002-2003年』において、この業績に触れ「歴史家のマクニールは、人間という種に特有の順応力と知恵により20世紀において人間は驚くほどの発展を遂げたと述べている」（フレイヴィン2002,p.vii）と述べているが、マクニールの意図を取り違えた一面的総括との印象を受ける。20世紀後半に頂点に達する発展の起点にまでたち返り、環境政策の歩みを振り返ろう。

Ⅱ. 1800−1950年ドイツ環境行政における2局面

(1) 時代区分

ジーマンは、19世紀ドイツにおける「エコ革命」を論ずるとき、環境史上の明瞭な分水嶺の存在を意識している。ドイツの工業化は、周知のようにイギリスに比べて遅れてスタートしたが、19世紀末までに鉄鋼生産など一部の部門ではイギリスを凌駕するなど短期間内に急速に進行したが、その直接の契機が石炭の大量利用に基づく重化学工業化の始動に他ならなかった。それ以降加速度化した工業化と都市化は、それまで以上に多様で深刻な環境負荷を様々な次元で産み落としたからである。本論も、19世紀ドイツの環境行政における時代的節目を世紀中葉に置いているが、それは重化学工業化の進展のような経済発展と環境負荷の拡大をではなく、「政府・市民・市場（企業）」が環境立法の作成・施行とその監視において果たす役割と実効性に生ずる変化を念頭に置いてのことである。ただ、この点で啓発を受けたのは、既述のイエーニッケらに代表される現代環境政策論だけではない。同時に、ドイツ環境史の開拓者たち

の業績からも多くのものを学んでいるので、ミークとブリュッゲマイアーの所説を必要最低限の範囲で紹介しておこう。

ミークは汚染源、汚染範囲、およびそれを取り締まるための規制の担い手を目安にした環境汚染の類型論を提唱したが、それは環境行政における2局面の構想も含んでいる（Mieck 1982, 1989,1993）。1800-1850年ドイツ社会経済は「手工業汚染」から「産業汚染」への過渡期に位置づけられており、段階論的視角も備えているからである。少し敷衍すれば、中世都市以来知られる皮革・金属加工など特定職種の仕事場の周辺に汚染や火災の危険が限定される「手工業汚染」の場合、規制は最寄りの市当局ないし領邦国家の手によって行われてきた。しかし、化学・冶金工業の発達に伴う河川・大気汚染の広域化は、規制の担い手の集権国家への移行をやむなくした。この転換期の重要な事象としてミークが注目したのは、汚染・危険発生の可能性ある企業に対する事前認可制度の発達である。1810年フランスで誕生した事前認可制度は、企業計画の公示と住民による異議申し立ての機会をも盛り込んでおり、工業化期の住民の財産・健康保全を考慮した、文字通り近代的環境立法の先駆形態と理解できるというのである。ドイツでは1845年プロイセンの一般営業条例に、そして1871年第二帝政成立後は帝国営業条例に取り入れられた。これらの立法の意義と限界については、下で詳述するが、その制定が環境行政の一大分岐点となっていたことを、環境史の成果を一つあげて確認しておこう。

ブリュッゲマイアーとM.トイカ・ザイトは、1995年『産業・自然：19世紀環境史読本』と題する史料集を刊行し、人間･自然関係の深淵な変化の諸相を生き生きと描写した（Brüggemeier/Toyka-Seid 1995）。そこに付された解説部のなかで注目されるのは、ドイツにおける工業化の「離陸」期に相当する第二帝政時代が1970年代に匹敵する活発な環境運動を経験したとの指摘である。この運動の高揚自体、重化学工業の高度な発達、都市化と廃棄物処理、近代的な農業・林業の展開、河川改修、自然保護など工業化の進展に付随した環境負荷の広がりと高まりに関連していることは間違いない。しかし、それと並んで、1845年、1871年の事前認可制度の導入、あるいは1873年民法典における損害賠償請求時の論証義務条項の登場に象徴される、新たな法体制の影響を看過してはならない。この点は、重化学工業化がおよそ完成してくる第一次大戦前後から住民運動が退潮に向かう事実から、容易に読みとれる。すなわち、汚染の拡大のなか損害賠償を求めた裁判闘争も敗北に終わり、汚染への慣れや「煤煙や水質汚染は繁栄の証拠」と受け入れる諦念が住民の間に広がってくるからである。

以上の概観からも明らかなように、環境史も環境立法、法の施行の効果的な監視、住民の参画など、「国家・市場・市民」3者の織りなす関係の観点からの研究をつよく要請している。以下では、環境行政の2局面の変化を確認するために、19世紀前半と19世紀後半から20世紀初頭の環境闘争を一例ずつ紹介して検討する。その際、19世紀前半の例には、1802-03年南ドイツの小都市バンベルクで発生した「ドイツ最初の大規模な環境運動」を取り上げる。1990年代後半に上梓された環境史関係の史料集2点に揃って、石炭燃焼に伴う大気汚染と健康被害をめぐる先駆的闘争として紹介されているのをはじめ、1980-90年代の多数の業績からも19世紀前半ドイツの代表例に数え上げられているからで

ある（Wiesing 1987:Stolberg 1994:Brüggemeier 1996:田北 2003）。他方、19世紀から20世紀交の事例にはドルトムント近郊のヘルマン製鉄所と近隣の不動産所有者の間で11年間にわたり争われた裁判闘争を取り上げ、工業化の進展と1870年代の法制定後に生じた変化を考察する（Brüggemeier/Rommelspacher 1992,pp.37-47）。このドルトムントの位置するルール地方は、1850年から20世紀初頭にかけて農村地域からヨーロッパ有数の工業・炭坑地帯にまで急成長した。そのためもあって19世紀後半には環境運動の坩堝となり、この地方の判決が他地方の判例とされて、いわばドイツ環境行政の縮図と見なせるからである。

ただ、あらかじめお断りしておくが、本論は19-20世紀初頭ドイツ環境政策史における２段階仮説を、２つの事例によって跡づける歴史的点描の域を出るものではない。とくに、1990年以降ドイツの環境史研究の新潮流を的確に踏まえるとき、時代状況のなかに問題を位置づけ評価する慎重な取組が必要なことは十分に承知している。この意味の事例研究による肉付けは、他日を期したい。

(2) ２つの事例研究

①1802-03年バンベルク闘争

1802-03年バンベルク闘争は、都市バンベルクの企業家シュトリュプが石炭を燃料とするガラス工場の建設計画を司教政府に提出したことに端を発している。その立地に選定された郊外市ヴァイデンが景観美を備えた地味豊かな農地・保養地であったこと、またレグニッツ河を挟んで数百メートル離れた対岸にドイツ最古の総合病院、「ルトヴィヒ病院」が建っていた事情もあって、計画浮上時から住民たちの激しい反発を招いた。市民たちは、「誰でも自分の土地の上では好きなことを行うことができる。但し、他人の土地ないしそこの住民に被害を与えるようなものを排出してはならない」（後掲の史料１を参照）と定めた「相隣関係法」を拠り所にして、都市裁判所、司教裁判所、帝国裁判所と舞台を移しつつ、工場立地の移動を求めて裁判闘争を展開した。また、1802年秋から領主権がバンベルク司教からバイエルン選帝侯に移った後は、嘆願書を送り立地移動の裁定を獲得するためにあらゆる手段を駆使して闘った。その間、立地の適否と密接に関わる石炭蒸気の有害・無害や火災の危険などをめぐって、病院の医師はもちろん化学者・官房学者・鉱山監督官・官僚など広範な階層の人々を巻き込んで一大論争が闘わされ、裁判記録や各種の調査報告ともどもこの時期の環境闘争としては比類を見ない多様で豊富な史料が伝来することになった（田北 2003a,p.247の表を参照）。最終的には、バイエルン政府から再調査を命じられたフランケン総監理府の委員会が、計画通りの建設に問題なしとの判定を下したにもかかわらず、バイエルン政府がこの鑑定結果を退け、企業家・市民双方の言い分の中間をとって、立地移動と工場敷地の提供とを内容とする裁定を下して闘争は幕を閉じた。この闘争の経過と伝来史料の概要については、別稿を参照願うとして、この場では表-2の環境行政の構図に関連した４点を指摘しておきたい。

第１に、19世紀初頭に公法・私法の領域は鮮明に区分されるのではなく、不可分に絡み合っていた。企業家への営業認可付与権は本来司教政府に属しており、市民が口出しできない性質のものだったが、第一審は都市裁判所から始ま

り司教政府もその決定を受け入れたまま係争は続いた。「相隣関係法」を前景に押し出した市民の反発の基礎には、病院の医師で出版物による論戦の口火を切ったA.ドールンが指摘するように、健康被害、植生破壊、不動産価値の低下、および景観美の破壊と生活権の否定に対する危惧があった（Dorn 1802）。この点は、後代の抵抗が次第に私法的な損害賠償請求に収斂していくのとは顕著な対照をなしており、逆に、それだからこそ、最終判定も双方の中間をとる内容に落ち着かざるをえなかったのである。

第2に、市民は裁判、嘆願、雑誌・小冊子の刊行など考えられる限りの手段を使って司教・バイエルン政府、あるいは企業家シュトリュプに働きかけを行い、ほぼ要求通りの立地移動を勝ち得ている。別言すれば、市民は計画浮上の段階から、したがって政策形成の初期段階から実施まで関与し、多様な監視手段を手に広くかつ強い影響を行使できたのである。

第3に、第2点とも関連してバイエルン政府も、科学・技術の導入を初め殖産興業策推進という眼前の目的のために市民の要求を一蹴することはなかった。この経済と環境の両立の観点は、嘆願書の提出を受けて行われたフランケン総管理府の調査報告のゴーサインにせよ、バイエルンの技術官僚J.S.バーダーの石炭蒸気無害論にせよ、フランケン地方の工業化にとって、バンベルク・ガラス工場の建設が良き先例となると考えられていただけに銘記する価値がある。裏返せば、石炭蒸気の健康被害の有無に関する科学的評価が確定していない時代に、計画の変更を余儀なくしたことから、環境政策でその重要性が指摘される「予防原則」が働いたとも理解できよう。

第4に、啓蒙主義・科学主義が声高に叫ばれるこの時期、人間の健康・生命を軽視した科学・技術万能論に対する批判が展開されたことは、今日の「経済と環境の両立」を考える上で参考となる。病院の医師レシュラウプは、ドイツにおける近代医学への橋渡しをした人物の一人だが、石炭蒸気の有害・無害を論証するために実験を進めるバイエルン官僚バーダーを批判して、経済的営為の受益者以外への損失の転嫁の問題（社会的費用・汚染者負担原則）あるいは「貨幣のための人体実験」を厳しくいさめている。しかし、彼らは、工業化と経済発展そのものに批判的だったわけではなく、定住から離れた場所への工場立地の移動による「経済との両立」を主張している。ただ、ドールンは、ガラス工場が一般に人里離れた森林地域に立地することを指摘する一方で、石炭蒸気に含まれる硫黄酸化物の与える酸性雨効果にふれ植生破壊の危険にも注意を喚起している。もっとも、この時期近代医学は確立していず、また専門家の鑑定結果も裁定の参考資料として必ずしも十分に尊重されなかった関係から、ヴィージンクのように彼らを「エコ医師」の先駆者と捉えたり、彼らの影響力を過大評価することは控えねばならない。しかし、今日「経済と環境の両立」を説きながら、人間の健康や生態系の保全が軽視され、技術的解決が強調されるだけに、彼らの主張は看過されてはならない。この点には、「むすび」で再度たち返る。

②1899-1910年ヘルマン製鉄所闘争

第2の事例に目を転じよう。1899-1910年ドルトムト近郊の都市ヘルトに立地するヘルマン製鉄所と近隣の不動産所有者の間に争われた裁判闘争は、1870年代以降の環境行政の変化を浮き彫りにしている。係争の発端は、製鉄所から

の降灰・煤塵・騒音・振動被害のために不動産価値が低落したことを理由として住民が、1899年「耐えられうる当たり前の水準」内への排出抑制と損害賠償を請求して訴えを起こしたことにある。

1841年創業のヘルマン製鉄所は、1852年高炉・コークス炉の新設に際して1845年に導入された事前認可制の適用を受け、住民に残された権利は、事後的な損害賠償請求に限定されることになった。当初、この製鉄所は誠意をもって損害賠償請求に対応してきていたが、1890年代に態度は一変する。製鉄所経営の拡大に対応して賠償請求額が大きく増加し、同時に他の経営の急成長が因果関係を曖昧にしてきたからだ。この係争で最大の争点となったのが、汚染の程度が「その場所で甘受さるべき当たり前の水準」Ortsüblichkeit内に収まっているか否かということである。製鉄所側は、技術的改善の積み重ねにより「水準」内に汚染は留まると主張して、両当事者の意見は平行線を辿った。そのため裁判所は郡医と産業評議会に調査報告書の提出を求めたが、鑑定結果も相対立して決定打とはならなかった。ただ1902年の中間裁定は、煤塵・降灰は「当たり前の水準を超える」と述べて製鉄所側の責任を認める内容となっていた。この判定は、製鉄所側には青天の霹靂であった。1845年事前認可制は、企業に図面と経営計画の提出を求め、その後4週間の公示と住民の異議申し立てを認めて厳格な手続きを踏んで実施されており、少なくとも安全性の「お墨付き」をもらった合法的な経営が有罪の判決を受けたからである。製鉄所は、企業寄りの証人ボッフム鉱山学校のブロックマンス教授の鑑定結果を提出するなど抵抗を見せたが、効果はなかった(後掲の史料2を参照)。1904年の最終判定は、煤煙・騒音・振動による環境負荷を「当たり前の水準」内と認めた一方で、降灰量は甘受できる範囲を超えていると判断し、集塵室の設置を義務づけた。

製鉄所側は、上告の構えをみせたが、新設施設の一部に認可を受けていない箇所があり、断念せざるをえなかった。したがって、1905年2月から争点は賠償金額の査定に移り、結局1907年7月以降の示談をめぐる交渉が始まり、1910年3月84,000マルクでの家屋・所有地売却と訴訟取り下げをもって、11年間の法廷闘争は幕を閉じた。この事例からは、19世紀前半と比較して下記のような様々な次元での変化を読みとれる。

第1に、1845年プロイセン一般営業条例に事前認可制（1871年）が盛り込まれ、企業の経営が、いわば政府の認可を受けた特権領域として法的に分離されたため、住民の環境行政への関わりは、事後的に発生した被害に対する損害賠償請求（私法）に限定され、同時に住民の利用可能な抵抗手段も裁判に限定されることになった。しかも、裁判闘争は、よしんば原告側が勝利を収めるとしても、長年月と多大な費用を要する困難な賭となった。

もちろん、事前認可制が盛り込まれたからといって、その直後から私法・公法の鮮明な分離が徹底されたわけでなく、数十年にわたる過渡期を経てはじめて完成してくる。例えば、工場の排出ガス・蒸気による植生被害をめぐる賠償請求は、1848年、1852年の最高裁の第1法廷、第2法廷で対照的な判決を受けた。すなわち、一方が営業認可を受けた化学工場の経営を合法的で塩酸蒸気との直接の因果関係を否定したのに対し、他方は営業認可の有無に関わりなく「財産権の自由な行使の前提として、他人の財

産権の侵害の回避」を挙げて因果関係の論証の要なしと判断して損害賠償を命じたからである（後掲の史料3を参照）。上に紹介したヘルマン製鉄所の係争における第一審の中間裁定も同じ文脈で理解できよう。あるいは、1874年ルール河畔のホルストに計画された化学工場建設に対する反対運動を呼びかけた文書から判断する限り、事前認可制に盛り込まれた企業計画の公示と異議申し立ての手続きを積極的に利用する姿勢のなかに、公法・私法の絡み合いの残滓を読みとることも可能やもしれない（Brüggemeier/Toyka-Seid　1995,pp.11-18）。19世紀の経過するうちに、環境行政における公法・私法の絡み合いから、事前認可制度による形式的な分離と長い過渡期を経て、市民の権利は損害賠償請求に限定されることになってくる。

第2に、工業化が進展する中で「その場所では、甘受すべき当たり前の水準」という曖昧ながら法的拘束力のある汚染基準が形成され、損害賠償を請求した闘争ですら難しくなってくる。このことは、原告側に被害発生の因果関係の論証義務が課されていた上に、ルール地方の例に明らかなように工場・炭坑群の乱立が「工業地帯」形成にまで進んで、特定の工場・企業を汚染源と断定できなくなる事情を考慮するとき、直ちに明らかとなる。この甘受すべき「当たり前の水準」原則の確立を印象づける事例として、上記のヘルマン製鉄所をめぐる和解成立から5年後の有名な係争を紹介しておこう。

1915年エムシャー河畔のヴァンネにある果樹農園農家が、近隣のヒベルニア鉱山会社を相手どって損害賠償請求の訴訟を起こした。その企業の経営するコークス炉から排出される煤煙が、果樹の枯死や非結実に責任があるというのだ。第一審は原告側の勝利に終わり、係争は帝国裁判所にまで持ち込まれた。その判決は、基本的に被告側の言い分を認めた第二審の判決を再確認する内容であった（後掲の史料4を参照）。一つは、被告のコークス炉が大気汚染を発生させているのは間違いないが、周辺3キロ内に700にものぼるコークス炉が存在すること、そして被告所有の180基のコークス炉が技術的にも特別な汚染の発生源とはみなせないこと、の2点を考慮するとき、損害賠償責任には問えない。被告は事前認可に抵触する経営方法を採用していず、周辺の多数のコークス工場と異なる生産技術も採用していないことから、因果関係を特定できないというのである。二つ目に、鉱山・コークス会社が集中的に立地するこの地方で、果樹園を営むことこそ異常であるとされた。「個々に見ると健康そうな果樹も、ごくわずかな例外を別とすれば、果実を結んでいない。したがって、原告の所有地の遠近周辺地にあってコークス会社から発生した煤煙汚染の結果として果樹園経営は可能ではなく、全体として住民たちはこの状況に我慢している、との一般的な印象を受けた」というのである。

甘受すべき「その場では当たり前の水準」が判例として確立してくるなかで、環境運動の第1の頂点は終わりを告げ、「汚染を繁栄の礼服」と受け止め、損害賠償請求の訴訟も手控える風潮と諦念とが広がってくる。その背景には、農業・漁業に比して工業が圧倒的な生産価値額・雇用者数を誇り、経済社会に多大な貢献をなしうるという信念が横たわっていた。当然、環境汚染への対応は、科学・技術の問題とされるが、直接の利益につながらない投資を嫌う企業の思惑もあって十分な成果は上がらなかった。なお、1910年頃からエムシャー河協会やルール炭

坑区定住団体など、自治体・企業も加わった初期環境団体の活動も始まるが、産業界の影響の強い団体の性格もあってこの潮流を変えることはなかったが、この問題の検討は別の機会に譲りたい。

(3) 法制的変化：企業の事前認可制度と「隣人権」の制限

工業化・都市化の進展は、環境負荷の多様化と広域化をもたらしたが、同時に新たな法的対応をも生み出した。とくに、環境史上で重要な地位を占めるのが、汚染や危険の恐れのある企業に対する事前認可制度である。これは、1845年プロイセン一般営業条例、その後の政治統合を境にして1871帝国営業条例にも取り入れられており、ミークからは近代的な環境立法の先駆者ともなされている（Mieck 1983）。この法律は、「エコ革命」を提唱したジーマンからは取り上げられていないが、19世紀環境行政における深遠な変化を表現していると見なせる。19世紀ドイツ環境史関係の史料集を編纂したブリュッゲマイアーとトイカザイトの解説からもうかがえるように、第二帝政期には1970年代に匹敵する環境運動の盛り上がりを見せており、環境問題の高揚が工業化の進展と必ずしも並行していず、法制度や法の施行・監視のあり方の変化も反映していると考えられるからである。

まず、ミークの所説の紹介から始めよう。中近世フランスでは食肉加工場、皮鞣場、染色場、獣脂処理場などの職種が、周辺住民の保護のために自治体レベルの規制を受けていた。18世紀末から化学工場をはじめ、新たな産業汚染への苦情が増えてくる中で、新たな立法措置の必要が痛感されていた。フランス革命後、内務大臣は専門家３人からなる調査委員会を設置して鑑定を行わせた。1804年、1806年、1809年の調査報告に基づき、1810年「有害で健康を害する危険な製造業・作業場に関する勅令」が発布され、66種類の産業活動に事前認可を受ける義務を課し、申請手続きと審査手続あるいは異議申し立て方法を定めた。その後の産業発展につれ、認可義務のある業種の数は増し、やがて1845年にはプロイセン一般営業条例に、そして普仏戦争後の政治統合を境にして1871年帝国営業条例にも取り入れられた。その概要は、以下の通りである（Brüggemeier/Toyka-Seid,pp.156-159）。

1845年条例の第26条は、特別な行政的認可が必要とされる営業について「その立地ないし経営の性格によって近隣の土地の所有者や住民にとって、あるいは一般大衆にとって大きな不利益、危険および迷惑が発生する可能性があるような営業施設の設立」（op cit.,p.156）と定め、続く第27条で対象業種を次のように列挙する。「火薬工場、花火とあらゆる種類の発火具の製造、ガスの製造と貯蔵の施設、原料の獲得地以外に建てられる限りでの石炭タールとコークスの生産施設、鏡工場、磁器・陶器マニュ、ガラス工場、精糖工場、麦芽製造所、石灰・レンガ・石膏焼き場、冶金場、高炉、金属鋳造所、鍛造所、あらゆる種類の化学工場、澱粉・蝋引き布・ガット製造所、膠・魚油・石鹸工場、骨焼き業・蝋燭作り、獣脂作り、屠畜場、皮鞣業、皮剥人、人糞肥料工場、蒸気機関・蒸気釜・蒸気発生器、水力・風力によって運転される駆動装置、ブランデー・ビール醸造業。これら全ての施設の場合、それが企業家の自家需要のためであれ、あるいは他人への販売向けであれ、かかわりなく（行政的認可を受けること）」（op cit.,pp.156-157）。

それに続く第28条から第32条は認可手続きを扱っている。第1ステップは、企業家による申請手続きに関係しており、経営計画の説明と図面の添付が要求されている。「政府の判断により、近隣住民・一般大衆に大きな不利益、危険、迷惑が生ずる」など特別に却下すべき理由がないとき、第2ステップに進む。すなわち、「当該地域の行政当局は、その企業を官報に記載し、さらに他の行政令に記載して公衆に知らせるべきである。それを通じて、この施設に対し何か異議申し立てがある場合には、4週間以内に申し出るように通知すること」(op cit.,pp.157-158)。近隣住民への公示と4週間の異議申し立てが明記されているのである。第30,31条に従えば、異議申し立てがない場合には、地方政府からの報告を受けた政府が文書による認可を行う。万一、異議申し立てがあった場合、私法（損害賠償）関係の問題は裁判所の判断に委ね、それ以外の問題は政府と企業の交渉と専門家の鑑定結果により解決が図られる。ただ、第32条は、「政府は、既存の火災・建設・公衆衛生条例と、想定される不利益・危険・迷惑に関する異議申し立てをも考慮しつつ申請を検討し、その検討結果に基づいて認可を取り消したり、あるいは条件なしに認めたり、あるいは最終的に、除去のために相応しい予防措置や施設を指示して認可すべきである」(op cit.,pp.158-159) と述べて、他の関連法令も考慮に入れた、認可取り消しや条件設定など慎重な対応を義務づけている。最後に、第33条によれば、最終の認可内容は、企業家と異議申し立てを行った住民の双方に公示され、4週間の異議申し立てに付される。万一、異議申し立てがあった場合、所轄省庁に再検討のため差し戻しされる手はずとなっている。

この営業認可制度の導入は、ブリュッゲマイアーに従えば、環境行政の集権化と企業の「経営の安全性」を保証する当局の「お墨付き」の付与を意味しており、裏返して言えば住民にとっては、異議申し立て権を除けば、営業停止を含む企業経営の是非をめぐる協議権の喪失、それ故に企業経営から発生する被害に対する事後的な損害賠償請求権への限定を、もたらすことになった。

しかし、バンベルク闘争から1845年一般営業条例における事前認可制度の導入までの道は平坦ではなかった。この点では、ブリュッゲマイアーがプロイセン政府の産業・営業政策と住民側の抵抗の拠り所となってきた「相隣関係法」の変容の双方と絡めてきめ細かな検討を行っているので、その概要だけを紹介しておこう (Brüggemeier 1996,pp.95-151)。とくに、1845年の事前認可制が、晴天の霹靂として突如導入されたわけではなく、初期工業化の進展と経済政策の転換という長い試行錯誤の産物であることを、明らかにできると考えるからである。

19世紀初頭のプロイセンには、フランスの1810年法に相当するような営業認可制度はなく、既存の一般ラント法、あるいは異臭や火災の危険性をもつ皮鞣し、煉瓦焼きなどを対象にした個別法令によって問題の解決が図られていた。なによりも、初期工業化期には、バンベルク闘争の例からもうかがえるように、市外への経営移転により対処することも容易であった。しかし、1820年代に入って事態は、大きく変化してくる。1826年ポーゼン行政区域における石けん工場建設をめぐる抗争が、一つの契機となった。在地当局が市内への立地を拒否したが、その後企業家から異議申し立てを受けた内務省は、既存のラント法に石けんに関する職種

指定がないこと、それは製造過程で不快な悪臭こそ排出するものの健康被害を与える恐れはないと判断されたこと、の２点を理由に挙げつつ在地当局の決定を退けた。翌1827年ベルリン商人ヘンゼルが、市内での鉄鋳物工場建設の認可願いを退出したとき、警察当局は「相隣関係法」をほうふつとさせる近隣捺染場の被害発生が危惧されること、一般ラント法の定めた火災の危険ある職種の定住内建設を禁止した規定に抵触すること、の２点を理由にして申請を拒否した。

このように個々の事例によって、大きな解釈幅が存在する状況は、企業家だけではなく、中央・地方役人にも大きな混乱と当惑を生み出していた。そこで、この事態に終止符を打つべく1820年代末から営業認可制度の具体化に向けた動きが活発化してくる。その際、プロイセン政府が同時にクリアーすべき基準にあげたのが、1810年勅令により明確な方針が打ち出された営業の自由との関係調整だった。そのため、ハルデンベルク改革の協力者である内務大臣シュックマンに対し、定住内への隣人被害発生の恐れある経営の建設に関する法令の作成を命じた。この実務的な作業を担当したのが、ベルリン市建設評議員のランガーハウスであった。1828年８月「都市ベルリンないしその近郊において条件付きでのみ許可されるか、許可されないような職種に関する法令」原案が提出された。新旧職種80が、火災の危険、不快で有害な蒸気・煙・悪臭の排出、および広大な敷地の占有を理由に列挙され、そのうち20職種が市内での建設を禁止された。この案は、ブリュッゲマイアーからも「18世紀の手段で19世紀の問題を解決しようとした」と表現されたように、内務省の支持を得られなかった。何よりも、営業認可後に被害発生が明らかになったとき、市外への立地移動や経営閉鎖を命ずる権限が警察当局に留保されていたように、在地当局の大きな裁量権ともども営業の自由原則とは相容れない特質を備えていたからである。したがって、内務省は、危険・迷惑の回避ではなく軽減を軸に財産権行使の自由を拡大する方向での原案作成を、再度ベルリン警察に委託した。

それを担当した警察評議員ブレツィンクは、1830年５月「土地財産の産業的利用の制限に関する法」の原案を編纂した。この案は、96条項からなり、「環境立法編纂における最初の系統的試み」（Brüggemeier 1996,p.106）と理解されてはいるが、同時に「この長大さだけからも、営業・産業の発展を妨げることなく営業利害と大衆利害とを調和できたかどうかは疑問である」（op.cit,p.106）といわれる。先の草案と比べて、職種の分類方法の点で内務省の意向をくみ入れ８項目に細分し、その分、営業に対する制限の色彩を薄めてはいた。しかし、「他人の生命と健康をかならず危険にさらすような営業は存在してはならない」（op cit.,p.105）という編纂方針は、営業の自由にうたわれた私的利害を初めから公的利害に従属させて、内務省の要請に耐えうる内容ではなかった。とくに、営業の自由と並び、在地当局に大きな裁量権が留保されて環境行政の集権化にも抵触するからである。

ところで、その後1831年には、蒸気機関の普及と大型化の流れの中で爆発の危険防止と煤煙拡散（高い煙突建設と使用燃料の制限）を内容とする「蒸気機関条例」が、そして1838年には徹底した「原因者主義」の原則――損害賠償を回避するための因果関係の論証も、被害者＝原告でなく鉄道会社に課された――に貫かれた「プロイセン鉄道法」も制定され、現場の声に

耳を傾けつつ方針の転換が行われたかの感さえあるが、実際はそうではない。この点は、1837年「営業警察法」草案から読みとれる。

まず、産業経営は原則として許可を不要と定めたことである。既存営業の継続を保証した冒頭の一節ともども、営業の自由の原則が大きく前景に出されている。ついで、その例外として悪臭、煤煙、騒音を発生させる「迷惑な経営」に分類される35職種、熟練・資格取得と関わる医師・薬剤師などの職種、公益と風紀に関わる劇場・質屋・本屋など規制対象も挙げられてはいるが、立地条件の縛りもなく制限が大幅にゆるめられている。さらに、職種ごとに現場の諸条件に即して具体的措置を扱う、これまでのやり方と明瞭に一線を画するのが、一般的な認可手続きに関する規定である。都市では警察当局が、そして農村部ではラント評議会が窓口になって手続きを進め、住民の異議申し立ての有無を問うための計画案の公示、異議申し立て時の処置、異議申し立て人の最終決定への不満時の政府への抗告権など、1845年営業条例と重なるところが多い。ここでは重要度の高い営業・施設の場合、中央政府による決定の優先が確認されて、集権化が図られた点を指摘しておきたい。

この草案の是非をめぐっても論争が戦わされた。プロイセン領内の産業・経済発展における顕著な地域差もあって、それはあくまで一般的原則に留まるが、中央政府にとっては最終判定を下す際の法的な拠り所となった。ただ、原案作成者は、在地当局が火災、悪臭、煤煙被害の発生する恐れのある経営の住宅地そばの立地を広く拒否していた事情に配慮して、結局、在地当局の裁量権との妥協の産物に終わってしまった。この草案の検討結果をも踏まえつつ、営業自由の原則と、近隣住民の財産・健康被害の発生が危惧される職種に対する事前認可制を骨子として成立したのが、1845年一般営業条例である。それは1837年草案に盛り込まれた認可手続き全般を踏襲すると同時に、在地当局の役割を現状報告に限定して、中央政府の主導権を確立させることになった。この環境行政の集権化こそが、1845年一般営業条例における事前認可制導入に至る法制的対応の帰結だという。

ところで、事前認可制の導入と環境行政の集権化は、それまで住民側の異議申し立ての拠り所となってきた「相隣関係法」の制限と表裏一体をなしていた。とくに、19世紀には工業化の始動とも関連して土地利用をめぐる争いが急増していたが、その際の住民の抵抗の拠り所となったのが「相隣関係法」だったからである。それは、特定の施設が周辺住民の健康や火災の危険の恐れをもつ問題（公法）と財産権の侵害（私法）の双方にまたがっていた。このうち前者は、君主が行政権限内に次第に吸収する傾向にあったが、バンベルク闘争の例からもうかがえるように、「隣人に何か不快なこと、迷惑なことを加える権利は許されない」(op cit.,p.142)との原則は生きており、新規建設の際の「事前協議」権ないしそれに基づく建設禁止権は慣習的に残っていた。したがって、この時期の発展は、住民の共同決定権の排除と私法的な損害賠償請求権の制限と２つの方向に進む。

1794年一般ラント法は、既存の慣習・法の集成として、新旧両要素が混在していたが、過失の大小による損害賠償義務の発生が明記される一方で、合法的な営業から発生した被害に対する賠償請求権を排除して、「相隣関係法」そのものを否定する規定も盛り込まれていた。さらに、中央政府は、1810年設置の「医療制度のた

めの科学委員会」wissenschaftliche Deputation für Medizinalwesen、1811年設置の「商工業技術委員会」Technische Deputation für Handel und Gewerbeを科学的鑑定における助言機関として積極的に利用することで、反対者の異議申し立てを退けていた。その到達点が、1845年一般営業条例における事前認可制の導入である。そして、事前認可を受けた営業に対する損害賠償責任免除の原則を正面から適用したのが、1848年の最高裁判決だということになる。その後、1852年最高裁判決が「相隣関係法」に再度注意を払い、両当事者の財産権の自由を認めたように、その原則の定着には時間を要した。それでも1861年には、「伝統的な相隣関係法は、最近ドイツのほとんどすべての領邦において立法を通じて排除されてしまった」(op cit.,p.148) と表現されるほどの進展を見せていた。

このようにブリュッゲマイアーは、19世紀半ばプロイセンにおける環境行政の変化を、事前認可制度の導入を通じた集権化と、住民抵抗の基礎にあった「相隣関係法」の私法的権利、すなわち財産権の侵害により発生した損害の賠償請求権への限定とを核として理解している。大きな潮流として、そのような解釈に異論はない。ただ、プロイセン政府の意を受けた法案作成担当者達が、環境行政の集権化と営業の自由の促進という政府の意図を知りながらも、「公益に抵触しない営業の実施」という在地当局の現実的対応を無視できなかったように、そして裁判闘争でも20世紀初頭まで事実上「相隣関係法」に理解を示した原告寄りの判決が下されたように、法と現実とのギャップの解消は一朝一夕には達成できなかったのである。逆に、「相隣関係法」に根ざした住民の生活慣習の変化といった問題は、「木材不足」論争に見られるように、上は理念・思想から下は日常生活に至る経済社会全体の編成替えの視点から追求されねばならない（田北 2003)。

むすび

19世紀前半ドイツの環境行政において住民は、裁判、嘆願書、出版物など多様な回路を使って政府と企業の双方に強い影響を行使し、ガラス工場の立地移動という当初の要求を貫徹した。その運動の拠り所となったのは、近隣住民の財産・健康に有害な影響を与えるような財産権行使に歯止めをかける「相隣関係法」であり、少なくとも政府の手中にある営業認可権付与の適否まで裁判を通じて争うことは、法的には越権行為に他ならない。しかし、司教政府も、この理由を大上段に振りかぶって門前払いに処すことはなかった。角度を変えれば、財産・生存権と関わる限り、政府は公法的・私法的領域を峻別し、懸案の産業振興・人口扶養策を強行することは控えていた。したがって、政策主体の位相を、表-2に挙げたイエーニッケの図式に当てはめてみる限り、19世紀前半には第３局面の特質も浮かび上がってくる（表-2,3を参照)。その際、「手工業汚染から産業汚染への過渡期」の主要政策をどのように表現するのか難しいが、それを措けば、市民参加型の環境行政が、建設計画浮上時点から有効に機能して予防原則に基づき「経済と環境」の両立を達成したことを、看過してならない。

19世紀後半から20世紀初頭にかけて状況は一変する。1845年プロイセン一般営業条例、1871年帝国営業条例における汚染・危険発生の恐れある企業に関する事前認可制、および1873年民

表-3 19-20世紀初頭ドイツにおける環境政策の主体配置

19世紀前半

＜国＞（営業認可権＝公法）　→→　＜企業＞

＜市民＞

（「相隣関係法」＝健康・財産の侵害に異議申し立て、私法・公法の絡み合い）

19世紀後半～
20世紀初頭

（過渡期）　＜国＞（事前認可制・民法＝公法）　→→　＜企業＞

＜市民＞

（「相隣関係法」の名残：事前認可制の異議申し立て権の行使）

（確立期）　＜国＞（事前認可制・民法＝公法）　→→　＜企業＞

（「その場所では当たり前の汚染水準」原則）

＜市民＞

（事後的な損害賠償請求権：それも次第に困難化）

[典拠] 筆者が作成。矢印は影響の方向。

法典における損害賠償請求時の原告側の因果関係論証義務制の導入が、石炭の大量利用に基づく重化学工業化・都市化の進展と相まって一大転換点となった。もっとも、法制的変化が、ただちにこれまでの慣習的関係を一掃したわけではない。19世紀半ばの最高裁の相対立する判決内容やヘルマン製鉄所抗争における第一審の中間裁定にみられるように、住民の財産・生存権を優先させる考えは長く残った。あるいは、事前認可制度に盛り込まれた、企業計画の公示と異議申し立て規定が、いわば従来の「相隣関係法」の代替物として一定期間正常に機能したと見なせよう。

しかし、時代が進むにつれ、事前認可制度は、公法・私法の領域を峻別させる結果をもたらした。すなわち、所定の手続きを踏んだ企業にとって、私的経営は「安全性に関する政府のお墨付き」をもらった特権的領域と受け止められ、経営拡大に伴う汚染の増加にもかかわらず、住民からの異議申し立てを排除することを可能にし、他方、住民にとっては、発生した被害に対し事後的に損害賠償請求を行う権利だけが残されることになったからだ。この損害賠償請求の闘争に止めを刺したのが、「その場では当たり前の水準」の汚染として甘受すべき原則の確立である。それ自体、工業化・都市化の進展に伴う産業集積地の形成の結果でもあるが、第一次大戦前後までには、この原則が確立して、上記の原告側の因果関係論証義務とともに、住民の抵抗手段を奪い諦念の広がりを生み

出した。ここに環境行政における政府・企業と法規制という主体配置・主要手段が完成してくる。

以上のように、200年にわたる長期的視野から、表-2に挙げられた環境政策の主体配置を見直すとき、19世紀から20世紀初頭にかけて第3局面から第1局面への反転があったことがわかる。その際、産業社会の成熟度やマクニールの挙げる経済・人口指標の次元、したがって環境負荷の範囲と規模、あるいは通信・交通手段の異なる時期の環境組織の広がりと性格など多くの点で、19世紀と20世紀とでは大きく異なることは言うまでもない。この点を留保する限り、19世紀前半は、基本的人権に相当する「相隣関係法」を基礎にし損害賠償を超える様々な要求、市民による国家と企業への多様な手段による強い影響など、今日の状況を彷彿とさせるものがある。その意味から、現在の環境政策を考える上でも重要な教訓を与えてくれよう。「成長・進歩」に囚われない工業化像の構築を目標に掲げることで環境史は、これまで遅れた伝統的価値・思想と片づけられてきた史実のなかに「経済と環境」の両立につながる豊かな教訓を見いだしているからである。

19世紀前半の「相隣関係法」を基礎にした環境政策の重要性、とくに現代への教訓を明らかにするために、バンベルク闘争に積極的に発言した2人の医師、ドールンとレシュラウプの証言を簡単に検討しておこう。

ドールン：「国民の健康をその種の（ガラス工場が都市近郊に建設され、石炭蒸気が排出されたとき）危険から守ることは、明らかに国家の義務である。たとえ、それによって罹病するのがただの一人であっても、この一人の健康を危険にさらす、その一方で、貨幣が官房学的山師を通じて企業家と彼の取り巻き連中の利益に帰すとすれば、（国家は）無責任であるに違いない」と、「この一事（石炭蒸気の排出による不動産価値の低下と散策路・庭園の景観破壊）をもってしても、企業家の私的利益と快楽にのみ帰すような場所から、ガラス工場を締め出すのに十分であろう」（Dorn 1802,pp.20-21,28）。

レシュラウプ：「我々は、現在のところ、またこれからもずっとそうだが、人間、とくにそれ（商工業の発展）から何ら利益を引き出せない人々の生命、健康、快適さを犠牲にすることなく、それは行われるべきだという意見である」、「この所見（薪炭を燃料として利用するガラス工場でも排出ガスが健康被害を与えること）は、1803年には考慮されなかったのだろうか。もしそうであれば、私は啓蒙を軽蔑する。なんとなれば、彼ら（啓蒙主義を標榜する科学者）は、人間の健康より高利貸しを重要視し、人間の生命を貨幣利益の追求者たちの犠牲にすることを何とも思っていないからである」、「ガラス工場から立ち上る蒸気が実際に有害か否か、まず実験することも（バイエルン官僚のバーダーが言うように）可能である。その場合、人々の健康と生命を賭けて実験をするのであろうか。健康と生命は、そもそも貨幣によって置き換えることができるのだろうか。その実験は、どれくらいの間続けられなければならないのか。私には数年は要するように思える。なぜなら、問題となるのは、実験が明瞭な結果を提供し人々を完全に納得させるまでに数年間はかかるような消耗性疾患の原因や消耗性疾患（肺結核）といった慢性的に進行する疾病だからである。いったい誰が、その種の実験を行ったり、行わせたりする権限をもっているのだろうか」

(Röschlaub 1803,pp.108,112,118-119)。

この両者に共通の出発点は、人間の健康と生命は貨幣によって代替できないとの主張である。既述のように、19世紀後半以降の住民の権限は損害賠償請求に限定されていくが、人間の健康・生命・財産、あるいは基本的生活権に属する景観（住環境）の破壊は許されないとの基本的立場が貫かれている。特定の経済的営為からの受益者以外に迷惑をかける行為、すなわち社会的コストの第三者への転嫁は、医学的にも、あるいは法的にも認められてはいなかったのである。この批判の矛先は、自然の資源化・効用化を通じ産業振興・人口扶養策の推進を説く初期経済学（官房学）にも向けられている。

次に、自ら啓蒙・科学主義を標榜しつつ、汚染排出と疾病との因果関係の論証の必要を説く科学者に対する厳しい批判である。レシュラウプが、直接ターゲットに据えたのはバイエルンの技術官僚バーダーである。彼は、医学を修めるなかで物理学に専攻を転じ、イギリス留学を経て、バイエルンの鉄道馬車計画やビール醸造装置の発明などを手がけた、後発工業国ドイツの産業振興の先兵の一人である。この場では、疾病との因果連関の論証を人体実験と呼び「似非啓蒙」の名の下に厳しく糾弾したことを確認しておきたい。

しかし、彼らを批判の俎上に載せるのは、その点に鑑みてだけではない。バイエルン政府による抗争の調査報告は、住民による健康被害・建物汚染への危惧に対して、次のように述べ、人々の無知をあざけるかのように、完全燃焼や煤煙の排出抑制のための技術的解決方法を前景に押し出している。「医師（デリンガー）と化学者（シュトンプ）が（1802年6月）鑑定書において指摘し、この問題に発言した多くの人々も指摘した技術（による解決）は、あまり知られていず、通常のガラス工場（の経験）から導き出された結論が、そのままシュトリュプの計画する工場にも適用されている。イギリス人のユステリウスが発明し、ベルハーレが改良した煤煙燃焼のための装置がある。要求された条件に従って炉が作られた場合、どのような種類の木材、あるいは石炭を燃焼させたとしても、炉の排出口からほとんど煤煙は立ち上がることはない」[5]。これがフィクションに過ぎないことは、1812年バンベルク司教の取り巻きで、工場建設推進派の一人であったイエックが、立地を替えて建設されたガラス工場のそばを訪れたときの経験談から容易に読みとれる。「石炭が緩やかに巻き上げる異常な硫黄臭は、我々の社会（貴族）の幾人かに胸部疾患発生の不安を強くかきたてたので、我々は旅行用馬車に再び乗り込み街道を急がせた」(Jäck 1812,p.155)。科学主義が叫ばれる中で、環境汚染の技術的解決が標榜される回数は確実に増加の一途をたどるが、19世紀末ヘルマン製鉄所の例が教えるように、ついぞ一度として完璧な解決などもたらさなかった。シュトルベルクは、2人の医師の基本的立場を同時代からの引用を通じて、「炉は、どのようにも作ることができるので、最初に発生する煤煙は、いつも最後の段階でも認められる」(Stolberg 1995,p.73) と表現したが、それはこうした事情を念頭に置いてのことである。

ただ、これら二人の医師は、経済・産業の発展自体に異を唱えず、むしろ定住から離れた場所へのガラス工場移転を主張して、それによって「経済と環境の両立」を図ろうとしていた。

5）Schreiben des General-Commissariats Franken vom 25.Januar 1803.(Bayerisches Hauptarchiv München: Ministrium des Inneren 16148),p.6.

これが工業化の進展するうちに「無限の海、大気」の汚染を経て今日の地球温暖化にまでつながることは周知の通りである。しかし、今日、環境運動の基礎に据えられている基本的生活権を照らし出して、環境史の秘める豊かな可能性を浮き彫りにしたことを忘れてはならないのである。

（史料）

〈史料１〉1826「相隣関係法に関する若干の所見」(Brüggemeier/Toyka-Seid 1995,pp.153-5:オリジナルはSpangenberg,Einige Bemerkungen über das Nachbahrrecht.in *Archiv für civilistische Praxis*,9, 1826,pp.265-72).

シュパンゲンベルクは、最高裁評議員の「学説集」Digestenに挙げられた事例に基づきながら新種の汚染問題の取り扱いについて論じており、「相隣関係法」の強力な擁護者の一人に数え上げられる（Brüggemeier 1996, pp,143-145)。「誰でも、自分の土地の上では好きなことを行うことができる。但し、彼が他人の土地ないしそこの住民に被害を与えるものを何も排出しない、という制限付きではあるが。

この苦情権の理由となる被害とは見なされないのは、通常の利用（慣習的な生活）である。しかし、他人の土地の所有者（用益者）は、慣習外の利用（特別な目的をもった装置の設置）の結果、あるいは上記のような種類の被害を、彼の相手が地権者資格を既に獲得している場合にだけ、甘受せざるをえない。

既述のように、我々の対象に関しては、特別な業種や活動を考慮しないでも、慣習的な生活方法の範囲と超えるものを全て慣習外と呼びうる。このことからの帰結として、隣接の特別な業種の経営から生ずる好ましからざる排出の全てを、所有者にとっての慣習外の被害と見なすべきであるということになる。たとえ、その排出自体が、当該業種の慣習的な結果でしかなかったとしても、そうである。これは、行き過ぎではないのだろうか、と問いかけることができようか...。

この異議申し立てが的はずれではないこと、を否定しはしない。とくに、隣人に不快な結果を与え、そして被害なしには営むことが不可能であるような多数の業種の経営を考慮するとき、否定できないように見える...。

我々の法文は、許されざる排出についてだけ定めており、したがって、排出されるものが、水、炭塵、煤煙のような有形物であることを前提としている。それ故に、営業によって感覚が不快にさらされるような場合には、当てはまらない...。

（近隣の）所有者の耳、鼻、目が、たとえそれによって迷惑をかけられるとしても、ブリキ工や白鞣工などが隣に居を構えたり、あるいはその向かいの家（仕事場）に目もくらむばかりの色合いを与えたとしても、それを甘受せざるをえないのである。また、彼の隣人の営業者が、経営に必要な装置を、ゴミ、不潔なもの、煤煙、塵やその他の有形物を彼の家屋内に侵入したり、彼に迷惑をかけるような仕方で設置するときには、我慢する必要はあるまい。したがって、関連する法文は、排出される有形物がまさに問題となっているが故に、完全な禁止権を彼に与えている。他方で営業者は、所有地内外の隣人に迷惑をかけないように装置を設置する義務を課されている。但し、彼らが地権者資格を既に獲得していて、隣人の所有地内へ有形

物の排出を甘受することを強制できるような場合を除くが」

〈史料2〉1902「ボッフム鉱山学校のブロックマン教授の証言：甘受すべき基準について」(Brüggemeier/Rommelspacher 1992,p.43)

「私（ボロックマン教授）は20年来ボッフムに住んでおり、西風の場合には、黄灰色の濃い煤煙・降灰混じりの大気を呼吸しなければならなかった。北風の場合、吐き気を催すようなボタの蒸気が鼻をつき、そして南風の場合には、鉄工所、ガス工場、および化学工場から立ち上る蒸気を享受できた。私が出かけるところで（はどこでも）煤煙が私を苦しめ、あらゆる種類の騒音と振動が、昼間には仕事を、そして夜中には私の睡眠を邪魔した。それらは全て、じつに迷惑で不快なものだが、工業地域に住む以上は我慢しなければならない。・・・ヘルデは、最高水準の工場・製鉄都市であり、決して保養地・避暑地ではない。したがって、ヘルデに移り住む者は、多数の鉄工業経営によって汚染された大気を前もって意識せざるをえないのである。あらゆる種類の悪臭は嗅覚細胞をいらつかせ、大きな騒音は聴覚を激しい振動のなかに置くだろう。なぜなら、マルク地方産の鉄が伸ばさ圧延されるときには通常、重い鋼鉄ハンマーが使用されるが、空気入りのゴム枕は差し込まれないからである」

〈史料3〉1852「最高裁判決：企業の損害賠償責任について」(Brüggemeier/Toyka-Seid 1995,pp.159-162:オリジナルは*Justiz-Material-Blatt*,14,1852,pp.259-272)

(1) 1852最高裁総会決定

「製造業施設の所有者は、彼の財産権を拠り所にして、その種の施設の経営から発生する蒸気を隣接の土地にまで広める権限を無条件にもつわけではないし、またそれに起因する損害の賠償を、財産権に付随する一権利を使用した、との主張によって回避することはできない。同じく、製造業施設が行政当局の認可を受けて設立・経営されているとの事情も、それだけでは、発生した被害の（賠償請求）要求から保護するものではない。

製造業施設の所有者は、場合によっては、施設の利用によって発生し、他人の土地の上に広がった蒸気・煤煙に起因するような被害に対して責任を負う—その際、工場施設やその経営による特別な責任の論証という原告側代理人の責務を問うこと無しに—こともありうる」

(2) 会議議事録（総会開催に至った経緯）

①1848年9月18日付けの判決

「産業の発達は、近時、財産の利用に機会を与えたが、その本質からして、形こそ違え通常多少とも、他人の不利益と結びついていると言うことができる。亜鉛精錬所や塩酸・ソーダや他の化学製品の加工工場のように、蒸気を発生し、この蒸気によって遠近の土地、とくにそこの収穫に否定的に作用するような施設の場合に、それが当てはまる。その種の製造業施設の所有者が、それによって発生する被害に対し法的に責任があるかどうか、あるいはどの程度まで責任があるか、をめぐる問題に関しては、すでに1848年9月18日に最高裁第一法廷において決定が下され、いずれも責任なしとされた。この事例では、化学工場の所有者が、隣接の土地所有者から、工場から立ち上る塩酸蒸気が彼の土地に広がったためにブドウに悪影響を与え、全ての植物を破壊したことから発生する損害の賠償を要求したものであった。控訴審裁判官

は、要求を却下し、かくして第一法廷は、上記の解釈（財産権の行使が他人の権利侵害を伴うことはありうる）に理解を示した。この決定に至る理由は、次のように説明されている。

人の恣意行為が間接的ないし遠因の一つとして有害な結果に導いたとしても、損害賠償義務（発生）の理由としては不十分である。むしろ、行為（工場経営）と損害との因果関連の存在、つまり有害な結果が、被害者に対する不法行為としての行為に責任を帰しうるかということが問題である。

しかし、この前提が存在しているとは見なせない。なぜなら、所有者は自分の土地の上に行政当局の認可を受けて化学工場を設置し、許可を得て合法的に財産を利用しており、近隣住民の幾人かが迷惑をうけ不利益を被ったという理由だけでは、経営を妨げることはできないのであるから。（敷衍して述べれば）煙突からの蒸気の排出そのものによってではなく、明らかに、この蒸気の降下と侵入は、大気・天候の特別な条件や風向きによって規定されており、隣接の土地に悪影響を及ぼすような、この事例において、蒸気の有害な排出の責任を被告に帰すことはできないからである」

②1852判決

「最近、最高裁の第二法廷において類似の事例に決定が下された。この事例では、亜鉛精錬所の所有者が、精錬所から立ち上る煤煙が隣接の土地所有者のブドウを枯死させたことに起因する損害に関して賠償責任があるかどうか、が問題とされた。控訴審裁判官は、責任有りと判定し、第二法廷は、この判決に不服な（原告側の）無効抗告（の訴え）の棄却を申し渡した。その際の主導的な理由は、基本的に次の通りである。

被告が亜鉛工場を経営する権利は疑いの余地のないものであるが、その権利行使は、原告の権利―原告の財産が被告の権利行使によって損害を受けないことを請求する権利―によって制限される。この請求（権）は、要求者が自分の権利の行使 によって利益を追求する者に対して、損害回避の考慮を求める場合には、特別な正当性を有する。被告が原告に不利益を課しつつ利益を追求する場合、両当事者間に権利の衝突がある。被告は、亜鉛精錬所の経営によって原告の土地に有害物質が加わるような仕方で、それを営む権利をもってはいない。被告の亜鉛精錬所による有形物質の原告の土地への不法な侵入は、原告の権利と被告の財産権との間に引かれる制限を無視している。責任の所在に関する特別な論証は、問題ともならない。許されざる行為から発生する損害の場合、責任の所在の客観的要素だけが考慮されることになる。誰かが、過失や故意からではなく、責任なく、他人の客観的な権利領域に利益獲得目的から侵入した場合、他人が被る損害賠償義務は、単純な法原則―誰も他人に損害を与えて富を得てはならない、あるいは誰も自分の利益のために他人の権利領域を犯してはならない―から発生する」

〈史料４〉1915年「最高裁判決：ルールの果樹園農家の損害賠償請求について（抄訳）」（Brüggemeier/Rommelspacher 1992,pp.168-170）

(1) 判決

「ヴァンネWanneそばのホルスターハウスの農家H.F.が、ヘルネHerneの株式会社、ヒベルニアHibernia鉱山会社に対して起こした訴訟に関して、帝国裁判所、第５民事法廷は以下のことを適切として判決を下す」

「ハムにあるプロイセン王国の上級ラント裁判所の第5民事法廷の、1915年3月27日付けの判決に対する上告を却下する：上告審の費用は原告に課されるものとする」

(2) 審議経過

①訴えの内容

「ホルスターハウゼンの農園所有者である原告は、そこの果樹が実を結ばず、枯死していると主張した。彼は、これを、完全にか圧倒的に被告のコークス炉から発生する影響に帰し、それを理由として損害賠償を、次のように請求した。第一審では、裁判によって決定さるべき金額と、そして第二審では、1909年1月1日以降4％の利子つきで、6,725マルク25グロシェン」

②第1、2審の判断

「ラント裁判所は、訴えを基本的に正当であると説明し、控訴審はそれを訴えを退けた。上告によって、控訴審判決を取り下げて、ラント裁判所（第一審）判決に対する被告の控訴を却下するようにと委託した。被告は、上告の却下を委託した」

③決定の理由

「(原告の所有地の周囲1-3km以内に、被告のコークス工場以外に、各工場がそれぞれ100-120基の炉を備えた6つのコークス工場がある。被告は、以前120基の炉をもっていたが、1904年に60基増設した)。原告は、この増設の事実に被害発生の原因を見て取っている。被告人は、この点を争点とした。そして、民法典906条の規定—それに従えば、土地の所有者は、その場所の状況から見て普通と思えるような他の土地の利用によって惹起されるような事態を禁止することはできない—を引き合いに出している。この場合それが当てはまるかどうかの問題にとっては、上告者が主張するように、ホルスターハウゼンにはコークス工場のために使用されていない多数の土地があるかどうかは、考慮しないようにしなければならない。民法典906条に従って、その影響が甘受さるべき程度については、過半数の土地片の用益方法ではなく、人々の考え方が決定的である。一般に人々が、その場の状況に従って通常のものとして我慢するような影響に対しては、少なくとも原則的には、個々人は禁止権をもっていない。控訴審の判決は、明らかにこの観点から出発している。」

「この原告の所有地が位置する地域が『典型的な工業地域』の性格をもってること、そして、1904年以来そこに特別多数で大規模なコークス工場が見いだされることを確認し、同時に裁判官の実地調査の所見を考慮するとき、この地方は広範に同じ像を示しているといえる。至る所に病気になった果樹や枯死した果樹があり、個別的にまだ健康な樹木が有ったとしても、ごくまれな例外を別とすれば、果実を付けてはいない。以上のことから、次のことが明白に表現される。原告人の土地片の遠近周辺地では、コークス工場から出発した影響のために果樹園経営は可能ではなくなっていること。そこでは果樹園はもはや営めないこと。そのことに住民達は一般に我慢していること。被告は、専門家が認めそして控訴審も確認したように『この地域で、当たり前でないことは一切していない』。たしかに、被告は1904年にコークス製造施設を60炉だけ増強したため、それ以来他の施設を規模において凌駕している。この地域は、すでに以前の規模でもコークス製造地域だったのであるから、誤った法解釈に陥ることなく、既存の700炉にさらに60炉追加されたことによって、なにも本質的な変化は起こらなかったと考え得ることができる。被告の果樹は、はっきり確認

できることだが、施設の拡充がなくとも枯れていただろう」

「控訴審は、民事訴訟法の287条に従って自由裁量に基づき判定しなければならなかったのだが、被害はその拡充が行われなければ、それほど突然でなく緩やかに軽微に怒ったに違いないということを、ありうると考えなかった。決定的なことは、なによりも被告が施設の拡充によって民法典の903、906条の権限を越えて、法に反した行いをしたかどうかである。しかし、このことは、上記の確認を基礎にして否定されねばならない。施設拡充から発生した状況を考慮に入れても、一般住民にとっては被害は、以前と比べてさほど深刻化していず、被告だけがひどく打撃を被ったのだが、それは彼の所有地がコークス工場の西側に圧倒的に位置していた関係から西風にさらされたからに他ならない。被告人の施設がある土地の用益は、その場所の状況に従えば他のコークス工場の立地する土地片で慣習的である以外の仕方で行われていない。したがって、判決は、実質的・法的にもさらなる検討を必要としていない。今後、行われるやもしれぬ告発も何の成功も望めまい。どのような影響がその場では当たり前と見なされるかについて、行われた専門家の意見聴取に加えて新たな別の鑑定を行うべきだということについては、控訴審は、その義務を認めない」

参考文献

Abelshauser,W.(Hg.), 1994 ,*Umwelt Geschichte. Umweltverträgliches Wirtschaften in historischer Perspektive.* Göttingen.

Betzhold, U., 1983, Zur Rationalität der Verweisung der Steinkohlefeuerung in den westlichen preussischen Provinzen in der zweiten Hälfte des 18. Jahrhunderts. in: *Scripta Mercaturae*,17, pp.45-61.

Brimblecombe, P./Pfister,C.(ed.), 1990, *The Silent Countdown. Eassys in European Environmental History.* Berlin/Heidelberg/New York.

Brüggemeier,F.J.,1996,*Das unendliche Meer der Lüfte.*Essen.

Brüggemeier,F.J.,2000, New Development in Environmental History. in: *Proceeding Actes. 19th International Congress of Historical Sciences*, Oslo, pp.375-394.

Brüggmeier,F.J./Rommelspacher,Th.(Hg.),1989,*Besiegte Natur.Geschichte der Umwelt im 19. und 20.Jahrhundert.* München.

Brüggmeier,F.J./Rommelspacher, 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840-1990.* Essen.

Brüggemeier,F.J./Toyka - Seid(Hg.), 1995, *Industrie - Natur. Lesebuch zur Geschichte der Umwelt im 19. Jahrhundert.* Frankfurt am Main/ New York.

Calliess,J./Rüsen,J./Striegnitz,M.(Hg.),1989,*Mensch und Umwelt in der Geschichte.*Pfaffenweiler.

*Dorn,A.,*1802,*Das Schädliche der projektierten Glashütte in der Weiden zu Bamberg,besonders in Hinsicht auf ihre Feuerung mit Bambergischen Steinkohlen,ganz nach medizinischen und vernünftigen Grundsätzen geprücht und erwiesen.*Bamberg.

Hahn,H.W., 1998, *Die industrielle Revolution in Deutschland.* (Enzyklopädie deutscher Geschichte,Bd.49). München

Henning,F.W.,1996,*Handbuch der Wirtschafts-und Sozialgeschichte Deutschlands.*Bd.2,Paderborn/ München/Wien.

Jäck, J.H., 1812, *Bamberg und dessen Umgebung. Eine Taschenbuch.* Bamberg.

Jänicke,M.et al.,1999,Umweltpolitik in Deutschland.in:Id(Hg.),*Lern-und Arbeitsbuch Umweltpolitik*. Bonn, pp.30-48.

Kellenbenz,H.(Hg.),1982,*Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung(14-20.Jahrhundert)*. Wiesbaden.

Leidinger,P., 1991 ,Von der historischen Umweltforschung zur Historischen Ökologie.in: *Westfälische Forschung*,41,S.495-516.

Lübbe.H./Ströker,E.(Hg.),1986,*Ökologische Probleme im kulturellen Wandel*.Paderborn.

McNeill,J.R., 2000, *Something New under the Sun. An environmental history of the 20th-century World*. London/ New York/ Toronto.

Mieck,I., 1983, Umweltschutz zur Zeit der frühen Industrialisierung. in: Kellenbenz,H.(Hg.), *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung(14.-20.Jahrhundert)*, Wiesbaden,pp.231-245.

Mieck,I., 1989, Industrialisierung und Umweltschutz, in: Calliess,J./ Rüsen,J./ Striegnitz,M.(Hg.), *Mensch und Umwelt in der Geschichte*. Pfaffenweiler, pp.205-228.

Mieck,I., 1993, Wirtschaft und Gesellschaft Europas von 1650 bis 1850. in: Mieck,J.(Hg.), *Europäsiche Wirtschafts- und Sozialgeschichte von der Mitte des 17. Jahrhunderts bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts*. Stuttgart, pp.1-223.

Mottek,H.,1974,Wirtschaftsgeschichte und Umwelt.in:*Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*,pp.77-82.

Pohl,H.(Hg.),1993,*Industrie und Umwelt.Referate und Diskussionsbeiträge der 16.Öffentliche Vortragsveranstaltung der Gesellschaft für Unternehmensgeschichte am 15.5.1991 in Mannheim*. Stuttgart.

Radkau,J., 1983, Holzknappung und Krisenbewusstsein im 18. Jahrhundert. in:*Geschichte und Gesellschaft*,9, pp.513-543.

Radkau,J., 1986, Warum wurde die Gefährdung der Natur durch den Menschen nicht rechtzeitig erkannt ? in: Lübbe,H./ Ströker,E.(Hg.), *Ökologische Probleme im kulturellen Wandel*. Paderborn, pp.47-78.

Radkau,J.,1996,Technik und Umwelt.in:Ambrosius,G.et.al.(Hg.),*Moderne Wirtschaftsgeschichte*. München,pp.119-136.

Radkau, J., 2000, *Natur und Macht. Eine Weltgeschichte der Umwelt*. München.

Röschlaub,A.,1803,Einiges über die Bamberg'schen Glashüttengeschichte.in:*Hygiea*,1,S.103-120.

Schäfer, I., 1983, "Gewerbehierarchie" , Instrument der Brennstoffpolitik im 18. Jahrhundert. in: *Scripta Mercaturae*,17, pp.63-90.

Sieferle, R.P., 1982, *Der unterirdische Walt, Energiekrise und Industrielle Revolution*, München.

Sieferle,R.P.,1984,*Fortschrittfeinde? Opposition gegen Technik und Industrie von der Romantik bis zur Gegenwart*.München.

Sieferle,R.P.(ed.),1988,*Fortschritte der Naturzestörung*.Frankfurt a.M.

Sieferle,R.P.,1989,Energie.in:Brüggemeier,F.J./Rommelspacher,Th.(Hg.),*Besiegte Natur*.München pp.20-41.

Siemann, W., 1995, *Vom Staatbund zum Nationalstaat. Deutschland* 1806-1871, München.

Stolberg,M.,1994,*Ein Recht auf saubere Luft*.Erlangen.

Sydow, J.(ed.),1981,*Städtische Versorgung und Entsorgung im Wandel der Geschichte*. Sigmaringen.

Troitzsch, U., 1981 ,Historische Umweltforschung:Einleitende Bemerkungen über Forschungsstand und Forschungsaufgaben.in:*Technikgeschichte*,48-III,S.177-190.

Troitzsch,U., 1989, Umweltprobleme im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit aus technikgeschichtlicher Sicht. in:Hermann,B.(Hg.),*Umwelt in der Geschichte*.Göttingen,pp.89-110.

Wengenroth,U.,1993,Das Verhältnis von Industrie und Umwelt seit der Industrialisierung.in:Pohl,pp.25-44.

Wey,K.G., 1982, *Umweltpolitik in Deutschland. Kurze Geschichte des Umweltschutzes in Deutschland seit 1900*. Opland.

Wiesing,U.,1987,*Umweltschutz und Medizinialreform in Deutschland am Anfang des 19. Jahrhunderts*. Köln.

Zorn,W., 1978, Ansätze und Erscheinungsformen des Umweltschutzes aus sozial- und wirtschaftshistorischer Sicht. in:Schneider,J.(Hg.), *Wirtschaftskräfte und Wirtschfatswege*, Wiesbaden, pp.707-723.

イェーニッケ,M.他編（長尾伸一・長岡延孝監訳）,1998,『成功した環境政策』有斐閣。
「社会経済史学会第70回全国大会小特集：環境経済史への挑戦—森林・開発・市場」, 2003,『社会経済史学』68-6,pp.3-74。
社会経済史学会編,2003,『社会経済史学の課題と展望』有斐閣。
田北廣道,1993,「統合下の東ドイツ経済史学の動向」九州大学ドイツ経済研究会編『統合ドイツの経済的諸問題』九州大学出版会,pp.151-177。
田北廣道,2000a,「EUエネルギー政策の基本理念と戦略」九州大学大学院研究院・政策評価研究会編『政策分析2000：21世紀への展望』九州大学出版会,pp.303-335。
田北廣道,2000b,「ドイツ学界における環境史研究の現状：エネルギー問題への接近方法を求めて」『経済学研究』67-3,pp.61-85。
田北廣道,2001,「ヨーロッパにおける環境政策手段の変化：1970年代以降に法規制から経済的手段への重心移動はあったか」九州大学研究院・政策評価研究会編著『政策分析2001：比較政策論の視点から』九州大学出版会、pp.113-141。
田北廣道,2002,「日本におけるエネルギー政策の展望：ドイツとの比較を中心に」九州大学大学院・政策評価研究会編『政策分析2002：90年代の軌跡と今後の展望』九州大学出版会,pp.151-182。
田北廣道,2003,「18-19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：『木材不足』論争をめぐって」『社会経済史学』68-6,pp.41-54。
田北廣道,2003a,「『ドイツ最古・最大』の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』69-3・4,pp.235-269。
田北廣道,2003b,「日欧エネルギー・環境政策の現状：環境史からの教訓」九州大学大学院・政策評価研究会編『政策分析2003：政策・制度への歴史的接近の視軸から』九州大学出版会,pp.129-186。
フレイヴィン,C.（エコ・フォーラム21世紀監修）,2002,『地球白書2002-2003年』家の光協会。
ポランニー,K.（吉沢英成・野口建彦他訳）,1975,『大転換：市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社。
ポンティング,C.（石弘之・京都大学環境史研究会訳）,1994,『緑の世界史』（上）（下）朝日新聞社。
メドウズ,D.H.他（大来佐武郎監訳）,1972,『成長の限界（ローマ・クラブ「人類の危機レポート)』ダイヤモンド社。

〔九州大学大学院経済学研究院　教授〕